

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第104号	件名	令和5年度下水道築造工事(新免幹線)
No	質疑事項	回答	
1	第2号明細書 各セグメントについて、すべて諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の対象という理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
2	シールド機本体(エレクターを含む)、油圧機器、後続台車、家屋調査費、溶出試験費、処分費等以外に諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の対象外としたものがあれば品目をご教示願います。	スクラップ費(設計書の名称は【鉄スクラップ】)です。	
3	第1号内訳書(処分費等)について、第12号代価表ほかの水の費用は処分費等に集計されるという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
4	第3号明細書 切羽及び坑内作業工、坑外作業工について、セグメント外径3400mmとありますが、下水白本には当てはまる規格条件はありません。外径3350mmの歩掛を適用されているでしょうか、ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
5	第25～34号明細書 坑外作業工の労務について、運転手(特殊)が計上されていますが、下水白本では特殊作業員での計上となっています。積算上は代価表のとおり運転手(特殊)での計上とする理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	令和5年度下水道用設計標準歩掛表P.A-7-6に記載のとおり、門型クレーン(本工事では、天井クレーン)が5t吊以上の為、運転手(特殊)を計上しています。	
6	第48号明細書 組立マンホール設置工について、第265号代価表ブロック据付工(組立式)の歩掛はR5下水白本に記載ありません。採用歩掛をご教示願います。	下水道用設計積算要領―管路施設(開削工法)編―2015年版のP.349 表2-16、2-17を基に算出しています。	
7	第438号、第515号代価表 モルタル練について、材料にセメントではなくモルタル(高炉)が計上されていますが、積算上は代価表のとおりモルタル(高炉)での計上とする理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
8	第463号代価表 土壌改良工 パーライト等敷均しの適用歩掛が不明です。採用歩掛をご教示願います。	豊中市独自歩掛です。 普通作業員(著しい制約1.14)を0.15人として積算してください。	